



情報(第133号)



令和3年8月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

医療費控除とその特例

今号は、銀改（銀座でわかる働き方改革）ではなく、銀年（銀座でわかる年金）でもなく、「銀健（銀座でわかる健康）」又は「銀税（銀座でわかる税制）」といった内容です。ただし、表題は銀改にしております。



物事が常識化すると、例外や新たな施策が浸透しないことになり、今号で紹介する制度はその典型といえます。

1 通常の医療費控除

従来からあるのは、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が 10 万円を超えるときは、その 10 万円を超えた額につき所得控除を受けることができます。これは常識の制度といえます。

2 セルフメディケーション税制

前項の特例として、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定金額の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができます。この制度を知らない方は多く、現状、非常識な制度です。

セルフメディケーション（self-medication）税制と呼び、この意味は自己治療、軽い病気や怪我を医師の治療ではなく、買薬などで治療するとの意味です。

それにしても、なんでカタカナ語？健康保持税制、疾病予防税制といった方がわかりやすく、かつ、浸透するはずです。ひょっとして、あまり利用してほしくないのかと、思わず意地悪な発想になってしまいます。

それはともかく、この制度が創設（平成 29 年 1 月）されたことにより、従来は、医療費が 10 万円を超えなければ医療費控除が受けられなかったのですが、制度創設後は、これを下回っても医療費控除が受けられます。

3 セルフメディケーションの適用要件

この制度は、健康保持・疾病予防＋12,000 円以上の対象医薬品購入のいわば合わせ技です。

まず、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っていることが必要です。具体的には、次の取組が、一定の取組に該当します。なお、申告される方が一定の取組を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。

- (1) 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- (2) 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】

- (3) 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- (4) 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- (5) 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- (6) 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

4 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費（以下「購入明細」）をいいます。

ドラッグストアで購入したときに、どれが対象品目か明らかにするため、領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています（右図）。



5 申告手続き

誰がどれだけの医療費を要したか税務署にはわかりようがないため、確定申告が必要で、確定申告書に次の書面が必要です。

- (1) セルフメディケーション税制の明細書（購入明細で、様式が国税庁 HP にあります）
- (2) 3の(1)から(6)がわかる書面（事業を行った保険者又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限りま

す）
なお、税制の消滅時効は、5 年となっていますから、平成 29 年以降の年分につき、今、確定申告をすれば還付を受けることができます。所得税・個人住民税が軽減されます。

6 選択適用

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）と通常の医療費控除は、選択適用となっており、いずれか一方を選択することになります。

7 制度の趣旨

先般、国税庁のコールセンターへ聞く機会があり、思わず本音がこぼれたのでしよう、「厚生労働省の制度ですから」と。国税庁としては、確定申告の数が増えて、歓迎できない気分があると思えます。

健康保持・疾病予防を自ら積極的に図るなら医療費を抑制でき、税制優遇によって、この背中を押す趣旨です。実は、我輩、社会保険労務士法人設立後、仕事以外を排除する発想となっておりまして 3 は取組みせず……皆様、積極的にセルフメディケーションをご利用ください。

当法人では企業内での社会保険・労働保険制度周知に努めております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>